様式第4号

雇用保険被保険者 資格喪失届 氏名変更届

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

（必ず第２面の注意事項を読んでから記載してください。）

（なるべく折り曲げないようにし、やむをえない場合には折り曲げマーク（▶）の所で折り曲げてください。）

（この用紙は、このまま機械で処理しますので、汚さないようにしてください。）

※ 帳票種別 1 2 1 0 ☐ 2：氏名変更届 3：資格喪失届

1. 被保険者番号 9999-999999-9

2. 事業所番号 9999-999999-9

3. 資格取得年月日 9-YYMMDD

管轄区分 X

被保険者氏名 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

性別 X（1 男 2 女）

生年月日 9 YYMMDD（2 大正 3 昭和 4 平成）

取得時被保険者種類 X（1又は9 一般 4又は5 高年齢 2又は3 短期）

事業所名略称 NNNNNNNNNNNNNNNNNNNN

転勤の年月日 YYMMDD NNNNNNN

4. 離職年月日 4 - ☐☐☐☐☐☐（元号 年 月 日）

5. 喪失原因 ☐（1 離職以外の理由 2 3以外の離職 3 事業主の都合による離職）

6. 離職票交付希望 ☐（1 有 2 無）

※7. 喪失時被保険者種類 ☐（3 季節）

9. 補充採用予定の有無 ☐（空白 無 1 有）

8. 新氏名 ☐

フリガナ（カタカナ） ☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐

10. 被保険者の住所又は居所	
11. 被保険者でなくなったことの原因又は氏名変更年月日	

12. １週間の所定労働時間（　　）時間（　　）分

※13. 資格取得年月日現在の１週間の所定労働時間（　　）時間（　　）分

雇用保険法施行規則第７条第１項・第14条第１項の規定により、上記のとおり届けます。

平成　　年　　月　　日

住　所

事業主　氏　名　　記名押印又は署名

印

電話番号

公共職業安定所長　殿

<キ リ ト リ>

雇用保険被保険者NNNNNNNNNNNN通知書（事業主通知用）

確認（受理）通知年月日 GYYMMDD

NNNNNNNNNNNNNNNNNNNN届に基づき、下記のとおり確認（通知）します。

NNNNNN 公共職業安定所長 公共職業安定所長印

被保険者番号 9999-999999-9

事業所番号 9999-999999-9

管轄区分 X

資格取得年月日 GYYMMDD

被保険者氏名 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

性別 X（1 男 2 女）

生年月日 9 YYMMDD（2 大正 3 昭和 4 平成）

取得時被保険者種類 X（1又は9 一般 4又は5 高年齢 2又は3 短期）

事業所名略称 NNNNNNNNNNNNNNNNNNNN

転勤の年月日 GYYMMDD

NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN

<キ リ ト リ>

雇用保険被保険者NNNNNNNNNNNN通知書（被保険者通知用）

NNNNNN 公共職業安定所長 公共職業安定所長印

被保険者番号 9999-999999-9

確認（受理）通知年月日 GYYMMDD

資格取得年月日 GYYMMDD

取得時被保険者種類 X（1又は9 一般 4又は5 高年齢 2又は3 短期）

被保険者氏名 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

生年月日（元号一年月日） 9 YYMMDD（2 大正 3 昭和 4 平成）

事業所名略称 NNNNNNNNNNNNNNNNNNNN

転勤の年月日 GYYMMDD

様式第7号

雇用保険被保険者証

NNNNNN 公共職業安定所長 公共職業安定所長印

被保険者番号 9999-999999-9

被保険者氏名 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

生年月日（元号一年月日） 9 YYMMDD（2 大正 3 昭和 4 平成）

2011. 1

社会保険労務士記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏　　名	電話番号
		印	

※

所長		次長		課長		係長		係		操作者	

※

14. 備考	国籍・地域	在留資格
	在　留　期　間	
	西暦　　年　　月　　日　まで	
	□ 派遣・請負労働者として主として2以外の事業所で就労していた場合	
安備定考所欄		
	確認通知　　平成　　年　　月　　日	

注　意

1　□□□□で表示された枠（以下「記入枠」という。）に記入する文字は、光学式文字読取装置（ＯＣＲ）で直接読取を行うので、この用紙は汚したり、必要以上に折り曲げたりしないこと。
2　記載すべき事項のない欄又は記入枠は空欄のままとし、事項を選択する場合には該当番号を記入し、※印のついた欄又は記入枠には記載しないこと。
3　記入枠の部分は、枠からはみださないように大きめのカタカナ及びアラビア数字の標準字体により明瞭に記載すること。
　この場合、カタカナの濁点及び半濁点は、１文字として取り扱い（例：ガー カ゛ 、パー ハ゜ ）、また、「ヰ」、「ヱ」及び「ヲ」は使用せず、それぞれ「イ」、「エ」及び「オ」を使用すること。
4　事業主の住所及び氏名欄には、事業主が法人の場合は、主たる事務所の所在地及び法人の名称を記載するとともに、代表者の氏名を付記すること。
5　事業主の氏名（法人にあっては代表者の氏名）については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
6　雇用保険被保険者資格喪失届として使用する場合の注意
（1）標題中「氏名変更届」の文字並びに第１面下方の「第１４条第１項」の文字を抹消すること。
（2）4欄は、被保険者でなくなったことの原因となる事実のあった年月日を記載すること。なお、年、月又は日が１桁の場合は、それぞれ１０の位の部分に「０」を付加して２桁で記載すること。
　（例：平成１９年３月１日→ 4 - 1 9 0 3 0 1 ）
（3）5欄には、次の区分に従い、該当するものの番号を記載すること。
　イ　死亡、在籍出向、出向元への復帰、その他離職以外の理由……1
　ロ　天災その他やむを得ない理由によって事業の継続が不可能になったことによる解雇
　ハ　被保険者の責めに帰すべき重大な理由による解雇
　ニ　契約期間の満了
　ホ　任意退職（事業主の勧奨等によるものを除く。）
　ヘ　ロからホまで以外の事業主の都合によらない離職（定年等）
　ト　移籍出向（ただし、退職金又はこれに準じた一時金の支給が行われたもの以外の出向は「１」）　……2
　チ　事業主の都合による解雇、事業主の勧奨等による任意退職等……3
（4）6欄には、被保険者でなくなった者が離職票の交付を希望するときは「１」を、希望しない場合は「２」を記載すること。
　なお、被保険者でなくなった者が離職時においては妊娠、出産、育児、疾病、負傷、親族の看護等の理由により一定期間職業に就くことができない場合及び６０歳以上の定年等による離職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合であって、その後に失業等給付を受けようとするときは、「１」を記載すること。また、離職の日において５９歳以上の者については、「１」を記載すること。
　また、船員として高年齢求職者給付金を受給した者が６５歳以降に離職した場合には「２」を記載すること。
（5）8欄は、空欄とすること。
（6）9欄には、「被保険者氏名」欄に印字されている者の離職等に伴い、これを補充するため、この届書を提出する際に公共職業安定所又は地方運輸局の紹介、その他の方法による労働者の採用を予定している場合は「１」を記載し、予定していない場合は空欄とすること。
（7）10欄には、離職後の住所又は居所が明らかであるときは、その住所又は居所を記載し、その住所又は居所が明らかでないときは、離職時の住所又は居所を記載すること。
（8）12欄には、「被保険者氏名」欄に印字されている者の4欄に記載した年月日現在の１週間の所定労働時間を記載すること。
（9）本手続は電子申請による届出も可能であること。
　また、本手続について、社会保険労務士が電子申請により本届書の提出に関する手続を事業主に代わって行う場合には、当該社会保険労務士が当該事業主の提出代行者であることを証明することができるものを本届書の提出と併せて送信することをもって、当該事業主の電子署名に代えることができます。
7　雇用保険被保険者氏名変更届として使用する場合の注意
（1）標題中「資格喪失届」の文字並びに第１面下方の「第７条第１項」の文字を抹消すること。
（2）8欄及び11欄にのみ記載すること。なお、8欄のフリガナ欄はカタカナで記載し、姓と名の間は１枠空けること。
（3）本手続は電子申請による届出も可能であること。
　また、本手続について、社会保険労務士が電子申請により本届書の提出に関する手続を事業主に代わって行う場合には、当該社会保険労務士が当該事業主の提出代行者であることを証明することができるものを本届書の提出と併せて送信することをもって、当該事業主の電子署名に代えることができます。
8　外国人労働者に係る留意事項
　外国人労働者（「外交」又は「公用」の在留資格の者及び特別永住者を除く。）の場合は、14欄に、国籍・地域、在留資格、在留期間等を記載し、雇用対策法第２８条の外国人雇用状況の届出とすることができる。
　なお、派遣・請負労働者として、主として2欄以外の事業所において就労していた者については、□にチェックすること。

注　意

1　労働保険事務組合は、この通知書の交付を受けたときは、第１面の事業主に提示しなければならない。
2　被保険者となったことの確認に係る処分に不服のあるときは、処分のあったことを知った日の翌日から起算して６０日以内に処分を行った公共職業安定所の所在地を管轄する都道府県労働局雇用保険審査官（以下「審査官」という。）に対して審査請求をすることができる。
3　審査請求に対する審査官の決定に不服がある場合には、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して６０日以内に労働保険審査会（以下「審査会」という。）に対して再審査請求をすることができる。ただし、審査請求をした日から３箇月を経過しても決定がないときは、決定を経ないで審査会に対して再審査請求をすることができる。
4　この処分に対する取消訴訟は、この処分についての再審査請求に対する裁決を経た後に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、審査会の裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に提起することができる（裁決があった日から１年を経過した場合を除く。）。ただし、(1) 再審査請求をした日から３箇月を経過しても裁決がないとき、(2) 再審査請求についての裁決を経ることにより生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで取消訴訟を提起することができる。また、(1) 処分、処分の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、(2) その他審査官の決定及び審査会の裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査官の決定及び審査会の裁決を経ないで取消訴訟を提起することができる。
5　この通知書は、その被保険者を雇用している期間中及びその者が被保険者資格を喪失してから少なくとも４年間は、事業主において大切に保管すること。
6　この通知書とともに交付された雇用保険被保険者証は速やかに本人に対し交付し、必ず本人に保管させること。

注　意

1　この被保険者証は、新たに他の事業主に雇用され雇用保険の被保険者となったときは、必ず新たに勤務することとなった事業所に提示しなければならないものであるから、大切に保管すること。
2　この被保険者証を滅失し、又は損傷したときは、公共職業安定所に申請して再交付を受けること。
3　被保険者証は、二重に交付を受けると、不利な扱いとなることもあるので、二重に交付を受けることのないように注意すること。
4　この被保険者証は、氏名を変更したときには、事業主（失業等給付を受けている期間中の場合は公共職業安定所又は地方運輸局の長）に提出すること。
5　失業して失業等給付を受けようとする場合（離職時においては妊娠、出産、育児、疾病、負傷、親族の看護等の理由により一定期間職業に就くことができない場合及び６０歳以上の定年等による離職後一定期間求職申込みをしないことを希望する場合であって、その後に失業等給付を受けようとするときを含む。）は、離職後速やかに事業主を通じて公共職業安定所より離職票の交付を受けること。
　失業等給付を受ける場合の具体的手続については、離職票の第２面を参照すること。

注　意

1　この被保険者資格取得等確認通知書は、資格取得年月日等を通知するものである。
2　被保険者となったことの確認に係る処分に不服のあるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して６０日以内にこの処分を行った公共職業安定所の所在地を管轄する都道府県労働局雇用保険審査官（以下「審査官」という。）に対して審査請求をすることができる。
3　審査請求に対する審査官の決定に不服がある場合には、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して６０日以内に労働保険審査会（以下「審査会」という。）に対して再審査請求をすることができる。ただし、審査請求をした日から３箇月を経過しても決定がないときは、決定を経ないで審査会に対して再審査請求をすることができる。
4　この処分に対する取消訴訟は、この処分についての再審査請求に対する裁決を経た後に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）審査会の裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に提起することができる（裁決があった日から１年を経過した場合を除く。）。
　ただし、(1) 再審査請求をした日から３箇月を経過しても裁決がないとき、(2) 再審査請求についての裁決を経ることにより生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他その裁決を経ないで取消訴訟を提起することができる。また、(1) 処分、処分の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、(2) その他審査官の決定及び審査会の裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査官の決定及び審査会の裁決を経ないで取消訴訟を提起することができる。